

### ③小山市立体育館 令和5年度 優先利用・申込規約

当体育館では、下記の利用・申込規約に同意いただける方のみ、優先利用の受付をいたします。

#### 記

1. 申込大会日数は、1団体最大3日間(3件)を限度とします。

また、すべての曜日が申し込めるとは限りません。あらかじめご了承ください。

例1：4月〇日(～大会)、7月〇日(～大会)、11月〇日(～大会) 計3件

例2：5月1日(土)～5月2日(日) (～大会)、6月〇日(～大会) 計3件

※土日祝日での大会開催(前日準備含む)は、1曜日につき1件として取り扱います。

2. 優先申込対象団体について、地域性を保つため、以下の条件とします。

全国規模、関東規模等の大会も受付をしますが、調整会議では、「小山市民を対象とした大会」が最優先されますのであらかじめご了承ください。

優先順位 1. 小山市専用利用 2. 市民大会 3. その他大会(全国規模、関東大会等)
----------------------------------------------

①小山市民を対象とした大会(在勤、在学は可)

②小山市内の学校及び幼稚園等(運動会等の行事に限る。なお練習は対象外とする)

③小山市内で活動をしているチームをメインに参加対象としている場合

④小山市体育協会に登録している競技団体

⑤その他、指定管理者が適当と判断する場合

※栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町若しくは

埼玉県加須市に在住する方は市内在住者とします。

※大会要項、パンフレットなどを申込用紙に添付してください。(前年度分でも可)

※練習試合は大会として認めません。(教室等含む)

※予備日及び雨天時のみ利用などの申込は受付しません。

3. 同じ大会等を複数の団体での申込はできません。

4. 新型コロナウイルス感染症等により、休館及び利用条件が変更となる場合がございます。

5. 優先申込時に許可した大会以外の内容での大会の開催はできません。

大会使用枠の譲渡及び大会終了後に参加チーム以外への練習会場としての提供は禁止します。

条例により、「**使用権の譲渡、転貸が禁止**」されており、申込者以外の団体による大会が行われた場合は、翌年以降の優先申込をお断りしますので、予めご了承ください。

※小山市立体育館の設置及び管理に関する条例第6条「目的外使用及び権利譲渡の禁止」

6. 申込用紙への記入方法について

① 申込希望日について、すべて第2希望日までご記入ください。

第1希望日の記入しかない団体が優先される訳ではありません。

② 申込用紙に記入漏れがあった場合、大会の開催ができなくなることがあります。

③ 大会の開催時間帯については、以下に限らせていただきます。

(1) 9時～21時、(2) 9時～17時、(3) 9時～12時、(4) 13時～21時

※前日準備で、大会の前日の夜間区分を使用される方は、備考欄にご記入ください。

ただし、土日祝日での大会開催(前日準備含む)は、1曜日につき1件として取り扱います。

※9時前の開場を希望される場合は、大会全体のタイムスケジュール等の資料を添付してください。

7. 大会参加者が少なく、当体育館では大会と認めないと判断した場合は申込をお断りする場合がございます。

8. 優先利用申込対象日は、別紙カレンダーの空白の曜日になります。

※黒色塗りつぶし部分は申込不可です。

9. 大会主催者は、大会開催1か月前までに利用許可申請及び利用料金の納入を行ってください。

また大会開催要項を持参し、大会の企画運営については詳細な打ち合わせを行ってください。

10. 以下の場合、翌年度以降優先申込をお断りさせていただく場合がございます。

- ・ 1か月前までに利用許可申請及び利用料金の納入を行っていただけない場合
- ・ 大会主催者及び参加者が、別添の「大会開催のご注意」・体育館スタッフの注意などに  
応じていただけない場合
- ・ 大会決定後のキャンセル及び日程変更の申し出をされた場合
- ・ 競技団体がクラブチームなどの練習試合を代わりに申し込んだ場合(使用权の譲渡)
- ・ 小山市立体育館優先利用・申込規約に記載されている項目を守られなかった場合

11. 小山市立体育館の備品や利用できる種目など事前にご確認いただき、お申込みください。

令和4年10月31日

指定管理者 思川PFIパートナーズ株式会社